

第1日目（11月27日）

○議 長（若井達男君） おはようございます。ただいまから平成21年第4回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時30分）

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議席番号7番・中沢一博君及び議席番号8番・山田 勝君の両名を指名いたします。

（「了解」の声あり）

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期については、去る11月20日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は、本日11月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日11月27日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付をしたとおりといたします。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する提案理由説明は担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第4、第17号報告 専決処分した事件の報告について（耐震第3号大和中学校校舎耐震補強工事請負契約の変更について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第17号報告 専決した事件の報告についてをご説明申し上げます。3月定例会におきまして第45号議案で同意可決をいただきました事案につきまして、工事請負契約に変更が生じ市長専決処分指定事項に該当することから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

報告3ページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。本件は契約名称が耐震第3号大和中学校校舎耐震補強工事であり、当初契約金額2億8,245万円で山崎組・桐生工業特定共同企業体を契約の相手方として同意議決をいただき、執行してきたところであります。

工事施工の中で鉄骨プレス補強の仕上材を撤去いたしましたところ、RCの柱にひび割れがあり、躯体構造への影響を考えまして、炭素繊維巻きの補強を行うこととしたこと。それから2階・3階教室のベランダ手すりの修理補強を主とした変更でございまして、3にありますように67万3,050円の増額変更であり、指定専決の範囲でございます契約金額の100分の5以内、かつ1,000万円以内の額の増減に該当することから、9月17日専決処分を行うとともに変更契約を締結したものでございます。5ページ以降に工事変更の契約書写しを添付しておりますのでご覧をいただきたいと思います。以上で17号報告の説明といたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について（耐震第3号大和中学校校舎耐震補強工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 日程第5、第104号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第104号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。今日お手元に、右上に第104号議案資料、第105号議案資料を枠で囲んだ資料があると思いますので、それをお出しいただきたいと思います。まず総括的にご説明を申し上げます。

本年8月11日に人事院勧告がございまして、その骨子は資料にありますように、1の月例給等の部分と2の期末勤勉手当の部分の引き下げであります。勧告では全国5万200ほどのうちから抽出いたしまして1万1,100事業所を——これは事業規模で50人以上だそうでございますが——4月分の給与の実地調査をしたところ、月例給では民間との給与格差が863円、率にして0.22パーセントあったこと。それから特別給、公務員でいう期末勤勉手当でございますが、民間支給割合が4.17カ月分であるということから勧告に至ったということでございます。市といたしましても過去、人事院勧告に準拠してきました経過から、ここで条例改正をお願いするものでございます。

資料1の月例給等（1）給料の引き下げの部分でございますが、①にありますように国に準じた給料表の改正でありますけれども、平均0.2パーセント減の改定であります。ただし、初任給を中心とした若年層及び医師の部分は据え置きということでございます。

②では平成18年の給与水準の引き下げがあった際、経過措置としての減給保証の職員、現在433人おりますが、その経過措置対象者の算定基礎額の99.76パーセントを改正後の算定基礎額にするということでございます。

③でございますが、給料月額引き下げがあった職員については、条例を通していただき

ますと4月から11月までの8カ月になるわけですが、8カ月分の格差相当分0.24パーセントを本年12月期の期末手当で調整をするというものでございます。

(2)でございますが、自宅にかかる住居手当でございます。自宅を新築または購入したとき5年間にわたり月額2,500円を支給していたもの——現在34人ほどおりますが、これを廃止するというものでございます。

次に2の期末勤勉手当でございます。表に現行、改正、比較とありますが、右の合計欄、計の欄にありますように現行合計で4.50月分を0.35月分引き下げて4.15月に改定を行うものであります。以上が概要の要旨でございます。

次に104号議案をお願いいたします。改正条例の構成でございますが3条の構成となっております。施行期日の関係から1ページの第1条、24ページに第2条、この部分は南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正を。25ページの第3条では平成17年人事院勧告に伴い、平成18年3月にご決定をいただいた南魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成18年条例第33号でございますが、これを一部改正するという形になっております。

新旧対照表の方でご説明申し上げますので27ページをお願いいたします。第1条趣旨の前文改正でございますが、職員の給与は条例で定めるという根拠規定を明確化するというところでございます。右の現行欄では一般職に属する職員という規定が真ん中にごございますが、これを左側の改正案にありますように技能職員以外と技能職員との二つの根拠を設けるものでございます。

技能職員以外の根拠は従前と同じ地方公務員法でございますが、技能職員につきましては地方公務員法の第57条に公立学校教職員とともに特例が定められておりまして、左側の改正案の第1条本文にありますように、地方公営企業等の労働関係に関する法律、附則第5項において準用する地方公営企業法第38条第4項、これは企業職員の給与について条例で定めるという根拠であります。これを追加させていただきたいというものでございます。

1条の2を加える部分は、1条の改正にあわせまして整備したいものでございまして、用語の定義でございます。第1項本文中、法第3条第2項、これは地方公務員法の一般職の定義規定でありまして、第1号に定める教育長及び第2号に定める企業職員を除いてこの条例において職員ということございまして、第2項では技能職員の定義を規定しておくというものでございます。

中ほど9条の4の改正は人勸により新築購入にかかる住居手当を廃止するための改正であります。第1項では手当対象者の規定である第2号の削除と号の繰り上げ、字句の整備を行います。第2項では手当月額の規定である第2号を削ること、それに伴う字句の整備など所要の整備でございます。

28ページでございます。第16条の5、期末手当の支給にかかる条文でございます。ここでは12月期に支給の部分について改めさせていただくものでございます。第2項本文中ほど100分の160を100分の150に改めるものであります。第3項につきましては

再任用職員の部分の整備でございます。第16条の8、勤勉手当の支給にかかる条文であります。第2項第1号であります。100分の75を100分の70に改めさせていただくものであります。

次に別表第1の改正でございます。29ページから34ページまでが行政職給料表(1)の改正でございます。六つばかり給料表があるわけでございますが、他の給料表の適用を受けない全ての職員が対象ということになっております。29ページの表を見ていただきたいのですが、左右の3級8号給を見ていただきますと、3級8号給は給料月額がいずれも23万5,800円で、この部分は若年層に配慮ということで減額改定がございません。その下の9号給アンダーラインが引いてございますが、右側の方の23万7,700円が左では23万7,500円で200円の減額であります。ここでは0.1パーセントの引き下げ率となっておりますが、3級では13号給以上から0.2パーセントの引き下げというふうになってございます。

35ページをお願いいたします。行政職給料表(2)の改正であります。運転員、調理員などの部分でございますが、41ページをお願いしたいと思います。欄外の備考欄にアンダーラインがございまして、右側の現行の方で、「その他単純な労務に雇用される職員」とございまして、それを左のように「その他の技能職員」に文言を整理させていただきたいというものでございます。

42ページをお願いいたします。(3)の公安職給料表の改定でございます。消防職員の部分でございますが、49ページ上段まで記載をしております。

49ページをお願いいたします。(4)医療職給料表(1)につきましては、先ほど申し上げました医師の部分でありますので、今回引き下げ改定がございませんので記載が略されております。

その下(5)医療職給料表(2)につきましては、薬剤師、放射線技師、栄養士などの部分でございますが54ページまでございます。

次の55ページをお開きいただきたいと思います。(5)医療職給料表(3)につきましては、保健師、看護師などの部分でございますが、63ページ中ほどまで表が記載されております。

63ページ中ほどは別表第2の改定でございまして、級別職務分類表の一部を改めさせていただきたいものでございます。これは職員の職務を、その複雑困難及び責任の度合いに基づきまして、給料表に定める職務の級に分類するためのものでございますが、班体制での主幹、参事といった部分がございますので、アンダーラインのようにここで整理をさせていただきたいというものでございます。

次に65ページの第2条でございます。第2条関係でございますが、第16条の5、これは期末手当の部分でございます。第2項中アンダーラインの部分6月期の部分を100分の140から100分の125に、第3項では再任用職員の部分の改正であります。それから第16条の8これは勤勉手当でございますが、再任用職員の部分を100分の35に一本化

という改正でございます。

66ページ第3条関係であります。平成18年の給与改定にかかる減額保証の根拠条文でありまして、平成18年条例第33号の附則をここで改正をいたしまして、前段申し上げました第104号議案資料の②の部分であります。経過措置対象者433人にかかる算定給料月額の見替規定でございます。基礎となる額を100分の99.76を掛けた数字にするという旨の定めでございます。

以上が一部改正の概要であります。それを改め文にしますと104号議案のようになるということでございます。

104号議案の25ページをお願いいたします。中段、附則でございます。第1項施行期日でございますが、交付の日の属する月の翌月の初日としておりますので、ご決定をいただければ速やかに交付措置ということにしたいものでございます。

ただし書きの部分、第2条の規定は6月期の部分でございますので、平成22年4月1日から施行をしたいというものでございます。第2項は25ページ26ページにわたっておりますが、12月期に支給する期末手当に関する特例措置の規定でございます。本文は12月期の期末手当からその第1号、いわゆる4月から11月の格差分及び第2号、これは6月期の期末勤勉手当の部分でございますが、その合計額を減額調整する旨の規定でございます。第3項は読替規定で第4項は委任規定ということでございます。

なお、今回の改定で試算の結果ですが、3級45歳主任級で試算をいたしますと、年間影響額といたしまして14万3,000円ほどの減額になる見込みであります。市全体では今回の人事院勧告の実施で1億3,500万円ほどの影響額があるということでございますし、予算の措置につきましては定期の人事異動等による清算もございますので、12月定例会において補正予算として措置をさせていただくこととしておりますのでよろしくお願いをいたします。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

○牧野 晶君 2点になるか3点になるか。まず予算についてですが、12月議会で提案してくるということでしたけれど、これはこれで出した方が私はわかりやすいと思ったのですが。そういう点についていろいろな絡みがあってというふうな話をしますが、私はわかりづらいと思うのですがその点についてどう思っておられるのか。

それとあと例えば、能力給についてはどういうふうに関後動いていくのかについて。導入について今検討しているわけですが、それについてと。

それとあと住宅手当ですが、今回5年間に限って2,500円を云々ということですが。それはそれでいいのですが、ちょっと私も聞いたところによるとこの近隣の自治体でも、アパートの方ですね、アパートに入っている人は住宅の手当が出ているわけですが。それはそれでいいわけですが、夫婦で例えば入っている場合、奥さんがこの職員の場合だとわざと奥さんの方の名前で借りて契約していくなんていう話もあるわけですが。近隣の自治体でも世帯主に

限るとかそういうふうなものを——近隣の自治体というか近隣の町や市の任意団体みたいなものは世帯主に限るというふうな方向も出てきているわけです。そういう点しっかりと精査をしていった方がいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長 12月の部分につきましては先ほども申し上げましたが、人事の異動に伴う改正もございますので、そこで一括お願いをしたいというふうに思っております。その部分についても説明は申し上げますので一緒になるということとはございません。

それから能力給の部分でございますが、去年、今年と人事考課制度の試行をやっております。市長の方は平成22年から適用するというふうにお話ししておりますので、平成22年から人事考課制度が反映をされるというふうに思っております。

それから住宅手当の部分につきましては、今ほどご説明申し上げました5年を経過の部分の新築購入については、世帯主ということで条例上きちんと明示になっておりますので、それでいっているものだと思いますが、いわゆる借家の部分については今調べてみますので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。以上です。

○牧野 晶君 では1番最初の予算の方についてですが、このあいだ下の方で話をしたのですが、6月だか5月の臨時議会のときに出てきたとき、要は何で予算が出てこないのだという話をしたときは、そのときの答えは暫定ですから出てこないのですよという話をされたわけです。今回は今回でまた別の理由を作って、それはそうかもしれないですけども、ちょっと私はわかりづらい点があると思うのですが。その点、一貫性がないというふうに思うのです。どうしてもこういう減額的时候はあまり同時に出したくないのではないのかと、2回続けると見えてしまうのです。姿勢としてちょっと問題があると思うのですがその点よろしくお願ひします。

○市長 全く問題もありませんし、今も概算額で1億数千万円という話をしていますし。これはですね、今ここでこのことだけの予算書を作って補正をして、また12月にはさっき触れましたように企業会計も含めた職員の皆さん方の異動に伴う額がほぼ決定するのです。そこで一緒にやらせていただくということで、全く隠す必要も何でもありません。二度手間です、それは。

皆さんには1億数千万円というお話をしていますし、ただ、予算の中、それだけいじってもまた同じことを12月にやらなければならない。そのことだけです。ですので全く。暫定的时候は暫定ですからわかりませんので、それは暫定だという話はしますけれども、今回はこれで決定していただければ決定ですから、これで今日決定していただいて12月にやります。

まだこの後もうひとつあります。それから議会の皆さんのこともありますし、これがみんな決定しなければ全部出ませんから。そういうことでやっているのです。

○総務部長 すいません、時間を費やしまして。借家の部分につきましては、生計者世帯主といった基準がなくあくまで契約者ということでございますので、二人で役所にいて片一方の方がということになればなる恐れもあります。

先ほど申しあげましたように2,500円の手当と違って世帯主という規定がないよう
ございますので、そういうことはあり得るといふことをご理解をいただきたいと思
います。

○**牧野 晶君** 私が出していることは二重取りといふことを出しているわけではなくて、
例へば世帯主でない奥さんの方が役場で働いていればその人を契約者にして手当をもら
う。それはそれで法律上は条例上は問題ないけれど、近隣はそれを直している。例へば湯
沢町なんか聞いておけばよかったです、近隣のところで直している町とか市の外部団体も
あるので、そういう点は見習っていく姿勢ではないですかといふことを聞いているので、
問題ある、ないといふことを聞いているわけではないのでご理解ください。

○**総務部長** お申し出の向きは承知いたしましたので、若干調査をしてみたいと思
います。
以上でございます。

○**岡村雅夫君** 1点、職員給与ですでお聞きしたいのですけれども、職員には組合とい
うものがあると思ふのです。組合活動を通じて自分たちの手当等を補完するといふか勝
ち取ってきたわけでありませぬけれども。今回のこの人事院勧告について組合とのお話
はどういう形になっておりますか。意見等がありましたらひとつお聞きしておきたいと思
います。

○**総務部長** 人勧の部分については組合ともお話をしておりますし、組合の方では人
勧どおりにといふことが従前からのご要望でございますので、差異といひませぬか、そ
の部分はないものだといふふうに思っております。以上でございます。

○**岡村雅夫君** 調査をいたしませんので、あまり深入った話はできないかもしれませ
ぬが。私の考え、自論でありますけれども、先ほど人勧自体が50人以上の職場とか、あ
るいは数千カ所の事業所を調査しといふようなことでありませぬけれども、最近――私
たち議員にも言えるのですけれども、ようするに近隣、もっと近隣ですよね、市内とか
あるいは新潟県とかといふような形で見たときには、もっともっと格差が多いのでは
ないかといふふうに私は、実際は感じております。

そうした中で私は常に思っているのが、職員、公務員は公僕である。公僕であるとい
ふことは市民のために仕事をすると。あるいは住民のために仕事をすると立場所であり
ますので、その人たちの生活を保障して、そして市民がそれに追随できるような政策の
展開を考へていただくといふことが、高度成長の時代はすごくそういう言われ方を職
員組合の方々もされたと思ふし、あります。こういったよくデフレなんていふ話も出
てきている時代でありますので、どんどんそういうふうになっていくのか。今回、引き
下げであります、その辺がやはり職員組合とはきちんとお話ができて、そして職員
は自分たちの生活を安定させていたでいるわけだから、我々はこういうふう
にひとつまた市の方に提言をしていきたいとか、皆さんもっと困っていますよとか
いふようなことで、こういう人勧なんてときには特にそういった要望なり考へ方が
出てくるのかなと思つたもので。ただ、人勧どおりでありますといふ程度のもの
なのかどうか。その辺をひとつお聞きしたいのですが。

○**市長** 私以前のことは別にいたしまして、私が六日町町長に就任して以来――そ
れまでもだいたい国公準拠といふことで組合とは話をしてきたわけでありませぬ。去
年だかお

ととし、勤勉手当の率が上がるという部分についても、議会でも議論いただきましたけれども、それは人勧の趣旨でありますのでそういうふうには上げさせていただいた。ですから、組合側の方も今回この給与改定の問題の団体交渉の中では、当初からこの問題は取り上げないということです。ですので、市長と組合との信頼関係は確立されているということでありますから、全く心配はいらない。

ただ、議員がおっしゃったように例えばどんどんこれから経済状況ですけれども下がっていく。生活のある程度の保障がきちんとできる部分というものが何円になるのかというのが我々もわかりません。ただ、それらを脅かすような事態になったときにどうするかというのは、それは非常事態でありますからそのときに私の方で判断をさせていただくこととなりますけれども、それはそれで当然組合とそういう話はしていかななくてはなりませんので、そういうことだと思っております。

この程度という言い方は悪いですけれども、こういう今のこの人勧の幅、これがまたもつと来年は下がるのかもわかりません。5割も8割も下がるなんてことになればこれは大問題ですけれども、ある一定範囲であれば、今までそうしてきたわけですし。人事院勧告というものはこの地域の企業だって若干は確か入っているのですね。50以下は入らないということですが、新潟県内も入っているわけですから全く反映をしていないということではありませんが、実態はもっと厳しいということは私はある意味では理解しております。そんなことでその時々の人勧の状況を見ながらですけれども、原則国公準拠ということはこれからも貫いていきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

ないようですので原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第104号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第104号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第105号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務部長 第105号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。先ほどの104号議案の際にご覧いただきました右の上

に第104号議案資料、第105号議案資料とあり、枠で囲んである資料をお出しいただきたいと存じます。下の方の第105号議案資料、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案の概要をご覧ください。

市長、副市長、教育長、水道事業管理者の給料月額について11月16日、市特別職報酬等審議会をお願いいたしまして、諮問、全会一致で答申をいただき、本日提案に至ったものでございます。

1の給料月額の引き下げにつきましては表にありますように、国の特別職に準じて0.3パーセントを引き下げることが基本といたしましたが、端数処理の関係で市長については0.35パーセント減の84万5,000円、副市長にあつては0.31パーセント減の64万6,000円、教育長にあつては0.34パーセント減の58万7,000円、水道事業管理者にあつては0.36パーセント減の55万8,000円とそれぞれお願いしたいものでございます。

2の期末手当の引き下げにつきましては、市職員の期末手当の引き下げ幅と同じく、6月期にあつては0.15月、12月期にあつては0.10月、合計0.25月を引き下げようとするものでございます。

第105号議案をお願いいたします。本件は関係条例が3本ありまして、施行期日の関係で6条の構成になっております。第1条及び第2条が南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございまして、市長並びに副市長の関係でございます。支給の関係などで市職員の給与に関する条例を準用していることから、読替規定の改正というふうになっておりますが、第1条では12月期の期末手当の支給率と別表で規定をしております市長、副市長の給料月額を改正させていただくものでございます。第2条では6月期の期末手当の支給率につきましても改正をお願いするものでございます。

第3条、第4条でございまして、南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、第3条では教育長の給料月額並びに12月期の期末手当の支給率の改正、2ページになりますが第4条では6月期の期末手当の支給率の改正をお願いするものでございます。

次の第5条及び第6条では南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、第5条では管理者の給料月額及び12月期の期末手当の支給率の改正、第6条では6月期の期末手当の支給率の改正をお願いするものでございます。

附則でございまして、施行日であります。施行期日であります。交付の日の属する月の翌月の初日としておりますし、ただし書きの部分、第2条、第4条、第6条の規定は6月期の部分でございまして、平成22年4月1日から施行というふうにしたいものでございます。以上でございまして、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○笠原喜一郎君 市長に1点だけお聞きいたしますが、市長の報酬については人事院勧告

に準拠するものではないというふうに私は思っていますし、市長も今までの発言の中では市長の報酬というものは責任対価であるというふうな言い方をずっとしてきたわけです。今回人事院勧告に準じたというふうにとっていいかと思えますけれども、0.3パーセント下げるわけですが、どういう理由というか。もう少しお聞かせ願いたいと思います。

○市長　今回特別職、常勤特別職の方の給与の関係につきましては、今おっしゃったように勧告の対象とかということではありませんけれども、国の動向を見ましても内閣総理大臣を始めそういう皆さん方は0.3ということでありました。私も職員の給与をある程度下げる以上は自分がたとえ責任給ということであったにしても、当然職員と同じ幅以上の削減は、もうこれは当然甘んじて受けなければならない。甘受するということであります。

これで、では責任給という根拠が崩れるかということ、そうではないと思うわけでありまして、責任給だからいくらが適当だなんていうのは私もわかりません。これは報酬審議会の皆さん方にある程度委ねているわけでありますので、今回も報酬審議会のご意見を伺ってそういうことでさせていただいた。

前回の独自の給与カットの際は、これは私の判断でありましたので報酬審議会には全く諮らずにやらせていただいたということでもあります。ですので、私たちが責任給という一番の委ね場所は報酬審議会でありますので、審議会の皆さん方からもいろいろご意見ございました。別に誇って言うのではないのですけれども、今まで、皆さん同じですけれども、町長になって市長になってまともに給料をもらったことがないのに、また申しわけないという話もあったわけですけれども、それはそれとして。そんなことで報酬審議会に委ねたと、今回はですね。そういう部分でありますのでよろしく願いいたします。

○笠原喜一郎君　今回の市長の決定というか判断というものは、私は評価をしています。というのはこの前、新潟日報で県議会のものが出ていましたが、期末手当については引き下げをするということでしたけれども、知事あるいは副知事あるいは議員についてはそのままだというような話がありました。

先ほど市長の話の中で、やはり率先をするというか姿勢を見せるというその部分というのは、額にして市長で3,000円でありますし、ほかの方々が2,000円ぐらいですので、額は私は本当に些細な額だというふうに思っています。けれどもその姿勢を見せるということ、今回市長が決断をしたということは、私はやはり評価をしたいというふうに思っています。

○議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長　長　討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第105号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第105号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、発議第16号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び日程第8、発議第17号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。発議第16号議案について提出者の説明を求めます。

○牛木芳雄君 それでは発議第16号について提案理由の説明を行います。南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正をする条例を別記のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をするものであります。おはぐりいただきたいと思いますが、3ページの新旧対照表がわかりがいいのでそれをご覧ください。

第2条の(1)(2)、議長、副議長それぞれ月額を1,500円減じるものであります。そして(3)の常任委員長(4)の議会運営委員長、そして(5)議員それぞれ月額1,000円を減じるということでありまして。そして第5条において期末手当であります。6月に支給する場合においては100分の15を減じ、そして12月に支給する分においては100分の10を減じると、こういう内容であります。以上でございます。

○議 長 発議第16号議案に対する質疑を行います。

○関 常幸君 1点だけ質問いたしますが、全国の市議会、803市議あるわけでありましてけれども、そこと比較して我が市はどのように感じておられますか。聞かせてください。

○牛木芳雄君 それはわかりません。私は自ら――職員あるいは特別職同様人事院勧告が出たわけですし、先ほどの議案においてそれを議決したわけでありまして。私は合併当時、報酬審議会で30万円という報酬を決めていただきました。それからずっときているわけでありまして、自ら月額を下げるということは、議会自らしてこなかった。今回こういう経済状況の中で、私は議員自らも例月の給与に踏み込むべきであろうということを考えた中で、この発議を提出したわけでありまして。全国の市との関連を調べて、あるいは比較をして提出するものではありません。

○関 常幸君 もう1点質問いたしますが、今のプロ野球ではドラフトとか、まさに給料が選手の甲乙を決める、そういうふうなものもあります。そこと比較して妥当というふうなことではないかもしれませんが、私は議員の報酬というものも、まさに私どもも命をかけてプロであるわけでありまして。そういうふうなことは考えたことがあるでしょうか。

○牛木芳雄君 私はそこまで考えてはいません。私たちも特別職の公務員、非常勤の公務員ですよね。私はそういうことを考えるならば自分たちで自分の給料を、私個人としては決

める術はない。第3者に決めていただいている。それをやはりずっときて、今のこの人事院勧告というものはご承知のように民間の給与と公務員の——国家公務員ですけれども——この給与の差がないように、人事院がいろいろの労働者の権利を制限している代表として勧告するわけです。そういうことにおいて我々もその地域の経済状況、あるいは給与水準に準じて、やはりそれはときには下げたり上げたりということは私はすべきだろうと思って、今、議員がおっしゃったようにプロ野球のドラフトとかあるいは報酬等とは考えていない。

○牧野 晶君 1点お聞きしたいのですが、過去に聞いたところ11年に1回人事院勧告で給与表を上げるということがあったわけです。今まで私が議員になってからはだいたい下げる、下げるだったわけです。塩沢町時代から入れて。その11年のときに上げてから後は、上げるといっても若手の職員だけ上げるとかそういうふうな一部のものだったわけですが、そのときに議会事務局等でちょっと11年の話を聞いてみたのです。職員が上げたのであれば、ではそのとき議員は議員報酬を上げたのか。

今言われているのは、要は人勧によって職員の手当が下がった。手当の上げ下げは当然私たちもしてきましたけれども、本給をいじるというものは私が議員をやっている8年間の中ではなかったわけですが、多分、平成11年ということになるとその当時議員だったと思うのですが、そのときに提出者である牛木さんの方は、例えば職員の方の給与表が上がったのならば上げる提案をされたのかどうか。そのときはどうだったのか。

やはり議員で求められるものは一貫性だという点もあるわけです。私は議員になってから町の議員を含めて、手当はいじったことがありますけれども本給はいじったことがないので、そういう点で牛木さんの方は11年のときと同じ行動をされているのか。もし、記憶がなければそれはそれでしょうがないと思いますが、そういう点の姿勢について。今、姿勢が問われているというふうな話があったのでお聞きしたい点と。

もう1個。では今回は下げます。では逆に上げる人勧が出たときは上げていくという考えなのか。そここのところも一貫性がないとだめだと思うのですが、そういう点どういうふうにお考えされているのかお聞かせください。

○牛木芳雄君 その時期は記憶にございません。わかりません。私は今回、例月の給与にまで踏み込んだということは、そこまで経済状況が、あるいは給与水準がきているのだ。我々の例月の給与まで突っ込んで下げるべきだという考えに至っています。それから、私は基本的には人勧を尊重してやるべきだというふうに思っています。

○議 長 発議第16号議案に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第16号議案に対する質疑を終わります。

○議 長 発議第17号議案について提出者の説明を求めます。

○井上智明君 それでは発議案第17号についてご説明をいたします。南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり、会議規則第14条の1項の規定により提出する。平成21年11月27日ということであります。

1枚おめくりをいただいて対照表の方をご覧いただきたいと思うのですが。第5条の2項、期末手当の額を6月に支給する分については0.15減じ、12月に支給する分については0.1減じることが私の発議の原案であります。以上であります。

○議 長 発議第17号議案に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

発議第17号議案に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第17号に対する質疑を終わります。

以上で発議第16号議案及び発議第17号議案に対する質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論は発議第16号及び発議第17号両方の案に反対者、発議第16号議案に賛成で発議第17号議案に反対者、発議第17号議案に賛成で発議第16号議案に反対者の順に行います。まず発議第16号及び第17号両方の案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に発議第16号議案に賛成で、発議第17号議案に反対者の発言を許します。

○笠原喜一郎君 私は発議第16号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。先ほどの質疑の中で、この南魚沼市の議員の歳費が高いのか安いのかというような質疑がありました。しかし、私は今回はそのことを論じているわけではないと思っています。この30万円が高いとか安いとかというそのことを論じていることでなくて、今のこの中で市の職員は人勧に沿って下げると、そして特別職の市長以下も下げると。そのことに対して、では我々がどういう姿勢で臨むかということでもあります。

今、天地人が終わりましたけれども、ああいうドラマ、あるいは企業の状況、あるいは団体の役割というものを考えたときに、私はこの一つの組織をどういうふうにやっていくか、組織をどういうふうに機能させていくかというそのことを考えて、今回ここに立っています。

やはり人勧に議員の報酬というものは準じるものではありませんけれども、姿勢を私は見せるべきだろうというふうに思っています。議長、副議長で1,500円、議員、委員長で1,000円という、額にしてはわずかであります。しかし、議員もそのことにきちんと取り組むんだと。その姿勢を見せることによって、私は1,000人の市の職員のまたきちんと監視ができるだろうというふうに思っています。自分のところはきちんと守って、そして上に、職員に強く私は物は言えないのかなあというふうに思っています。

そういう意味で姿勢ということで、このことに賛成の立場で討論をさせていただきました。多くの方々からご同意をいただければというふうに思っています。以上であります。

(「休憩動議」の声あり)

○議 長 休憩します。

(午前10時26分)

○議 長 それでは会議を再開します。

(午前10時30分)

○議 長 それでは発議第17号議案に賛成で、発議第16号議案に反対者の発言を求めます。

(「議長、待った。まだ16号議案に賛成・・・」「順番」の声あり)

○議 長 いや、順番です。その繰り返しです。少し勉強してください。

○関 常幸君 発議第16号に反対で、17号に賛成の立場から討論に参加いたします。人事院勧告の趣旨について私から今さら申し上げるまでもありませんが、まず議員の基本給を下げるときは、3年前、市の財政が大変なときには下げて、そして今年の春には財政健全化のめどがついたから復帰をしたと。私はそれが大切にしていかななくてはいけないと思います。

それから前の討論参加者の中から高い安いというふうなことではなくて、議論をするときにそういうものも十分精査をしなければ私はいけないと思います。特にそういう観点からいきますと、全市の平均は42万円なのですよ。それから私どもの規模でいくと38万円なのです。やはり議員の責務は日頃の活動です。そしてこれから我が議会もそうですけれども、40代、50代前半の若い議員がたくさん出てきておりますし、これからもそういう意欲のある若い人たちから出てきてもらわなくてはいけないと思います。その皆さんが十分活動できるというものは、これはやはり議員歳費というものは大事な要素だと思います。

そこで思うには、よく下げる中に——今、姿勢という話をしましたし、市民目線というふうなこともよくいわれますが、私は議員は市民うけだけをするのではなくて、やはり明日、10年後のことも思ってやるべきだろうと。例えば市民からそういうことがあったら、議員の責務としてしっかりと今の現状を伝えてやる。そういうことが極端に表現、言うことです、市民うけをする提案とも考えられます。そういうことから・・・考えられます。ということから私はこの議員の歳費というものは、非常に大切な問題であるというふうに考えておりますので、17号に賛成で、16号に対しては反対ということで討論に参加させていただきます。議員諸氏の賢明な判断をお願いいたします。

○議 長 次に発議第16号議案に賛成で、発議第17号議案に反対者の発言を許します。

○佐藤 剛君 一括上程ということですので、発議16号賛成、発議17号、今のところと言いますか一括ですので、諮り方の方法として17号反対の立場で討論に参加させていただきます。

私は本来、今、賛成討論に立った関議員と同じく、現状の議員報酬そしてまた政務調査費も含めまして、議員への支払える金銭は少ないというふうに私は思っています。議員報酬は生活給でないわけですが、現状の市議会議員はすでに専門職化しておりまして、他の職業を持ってその仕事の合間にといいわけにはもういかない現状であります。それだけ日常的な活動もありますし、公選職でありますので次の準備もしなければなりませんし、当然また生活もあるわけです。

そういうわけでありますので、議員は今、自分の財産を使い、そしてまた家族の収入をあてにするしかないというような現状にあります。そういう中でありますので、意欲があってもなかなか、先ほどの発言もあるように議員になれない方が多くいると、私はそういうふうな認識をしています。そうではなくて、もしくは日常の活動をしないで他の職業に専念して、選挙のときだけ動くというやり方も考えられないわけではありませんけれども、市議会議員の中にそういう方はいないというふうに私は思います。

となれば議員報酬等の現状は少ないと思いますけれども、かといってお手盛りのであってはならないわけでありまして、そのために第3者機関であります特別職の報酬等審議会があるわけです。そこで審議をしてもらえばいいわけなのでありますけれども、今回それはいいわけでありまして、しかしながら、この社会情勢でありますので、手当であっても議員も減らすべきだというのが妥当だということには、多分全員の一致をみているわけでありまして、市民が納得する減らす根拠でなければならぬわけでありまして、そのことの説明責任も私たちにはあるわけでありまして、このくらいでいいとか、適当でいいとかというわけにはならないわけでありまして。

そうであるとするならば、例えば今、話の中で全国的に議員報酬が少ないという話もありましたけれども、今、職員だってラスパイレース指数を見比べれば、全国的にも、県下でもそう高い方ではない。低い方にありますけれども、人事院勧告によって減らすわけでありまして、その相当額を議員もこの場合は減らすというのが、一番わかりやすい妥当な線だというふうに私は考えています。

基本的には報酬や政務調査費が少ないからといって、私たちが自ら発議をするからには、理解できる納得いく根拠でなければならぬというふうに私は考えますので、よって今回は議員も職員と同じく手当・報酬を削減するという案に賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

付け加えますけれども、これは市民受けということではなくて、私たちがあくまでも発議をするのであれば、こういう形が一番わかりやすく妥当だということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 次に発議第17号議案に賛成で、発議第16号議案に反対者の発言を許します。

○腰越 晃君 発議16号に反対し、発議17号に賛成する立場で討論に参加させていただきます。議員報酬の考え方、捉え方、現行の金額、及びまた現下の経済情勢、それから人事院勧告。そうした議論はここでもうされておりますので、一つだけ反対理由を申し上げておきます。それはいわゆる特別職の報酬を審議する審議会条例というものは、この南魚沼市にあります。ここで議員報酬というものは議論をされ、一応の了解を得るべきであろうと。こうした手続きを経た上で議員報酬は改定されるべきであると。

これは減額であれ——減額の場合には当然市長の予算策定そうした権限に抵触することはないと思いますけれども——減額であれ、あるいは増額であれ、やはりこうした条例がある

以上は、これに準拠して改定をされるべきであろうということが一つの理由であります。

一方の期末手当については、これは報酬審議会等の審議対象にはなっておりません。そうした経緯から考えると、議会が自ら発議をし改定できるものは、期末手当。しかも減額のみであると。市長の予算策定、そうした財政的な執行権限について抵触しない範囲で議会ができるのは、期末手当の減額改定だけであると。このように考えて発議第16号については反対をし、17号に賛成をするものであります。

また、今後の中で、議会議員様々な考えがあるわけです。今回のように真っ二つに分かれるのであれば、これをしっかりとまた議会で議論をし、市長を通じ報酬審議会等にかけて決定をしていただく。こうしたことが検討されるべきであると、このように付け加えて反対討論といたします。大勢の皆さんの同じような考えで採決に臨むことを期待いたします。以上です。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

○岡村雅夫君 16に賛成、17に反対の立場で討論に参加させていただきます。今ほどの議論の中にもありましたけれども、私は議員の給与は生活給ではないということをひとつ考えています。それからこの根本の今の、要するに専門職化しなければならないというところで、常日頃私が思っていることを申し上げます。専門職化して兼業をしないということは、私は兼業をしている身ですので一言申し上げます。

私はその原因の中にあるのが、定数を下げているということ。そうすることによってエリアが広がったとか、あるいは責任範囲が広がったとかという言葉は聞くわけでありませうけれども、私どもは定数はやはり法定数がよいだろうと。そうすることによってより多くの方々の、多くの地域のことが議会に反映されるという立場であります。

そして職業を持つてはならないというようなそういった考え方ではなく、職業に専念し、そうした中でまたいろいろな意見が反映されるということだと私は思っております。その若い人たちが、意欲のある方は、ということでもありますけれども、それはそれでまた社会生活を営んでいるわけでありませうし、議員は4年です。4年間を、職業を持っているから議員は務まらないというようなことでは、私はならないというふうに思っております。

そしてもう一つの点で私が考えているものは、非常に経済状況が大変であると。そして非常に今、人事院勧告も私は50人以上とか、あるいは全国のいろいろな例であります。先ほどの13番議員の話でありますように、全国に比べれば我々の歳費は低いかもわかりませう。けれども、それよりももっと私たちが住んでいる中での実態というものは、もっともっと格差があるというふうに捉えています。その格差をどう縮めるかということは、先ほど私、職員のとくにも言いましたけれども、やっぱり行政であり、そして我々議会であるというふうに考えております。ひとつそういった点で私は定数の問題と実態、市民の置かれている今の現状からして、議員の報酬に手をつけるのは当然であると。人事院勧告が最低限のやはり私たちがやらなければならないことだというふうに考えております。以上です。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 暫時休憩とします。開会は11時10分とします。

(午前10時46分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

○議 長 採決を行います。採決は順番に採決いたします。採決は起立によって行います。

発議第16号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第16号は否決されました。

○議 長 次に発議第17号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第17号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、発議第18号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

○関 常幸君 発議第18号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。皆様もご存じのとおり、この管内に3カ所の水力発電所があります。石打に東京電力、上田と五十沢に東北電力の水電所があります。この水電所に関する交付金が22年度で打ち切られるというふうなことでありますので、その期間延長を求める意見書であります。

この金額につきましても、本市には1,299万5,000円というふうな多額の交付金が支給されておりますし、この用途については学校10校の電気料に充当していると。こういう財政が多難の中での収入であるわけでありますので、ぜひ、このことについては恒久的な制度としてもらいたいということも含めて、強く望むものであります。

地方自治法第99条の規定により、経済産業大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。よろしく願いをしたいと思います。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。発議第18号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第18号は原案のとおり可決されました。

○議 長 本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。平成21年第4回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

(午前11時13分)